

令和5年3月  
令和5年第1回栃木市議会定例会  
追加議案書及び追加議案説明書

栃木市

番 号

件

名

議案第48号 栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について ..... 1

議案第48号

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月28日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第　　号

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例

栃木市印鑑条例（平成22年栃木市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項中「をいう。以下」を「をいう。」（以下）に改める。

第14条中「個人番号カードによる印鑑登録証（」を「個人番号カード又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）（これらのうち」に改める。

附　則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第49条の規定の施行の日から施行する。

(市民生活課)

議案第48号

## 栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

### 提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、スマートフォンを使用した多機能端末機による印鑑登録証明書の発行に対応するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市印鑑条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

### ◎改正の概要

- 1 字句の整理を行うこと。（第7条の2関係）
- 2 多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に係る規定を改めること。  
(第14条関係)

### [参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

議案第48号（市民生活課）

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例

現	行
---	---

(個人番号カードによる印鑑登録証)

第7条の2 印鑑の登録を受けている者が交付を受けた個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下「個人番号カードによる印鑑登録証」という。）は、印鑑登録証とみなす。

2 略

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)

第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線で接続された印刷機能を備えた端末機で、これを利用する者が操作することにより、証明書が当該印刷機能によって自動的に印刷されるものをいう。）に、個人番号カードによる印鑑登録証（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用し、暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。この場合において、入力する暗証番号は、同法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するためには用いるものとして、設定された番号とする。

## 改 正 案

(個人番号カードによる印鑑登録証)

第7条の2 印鑑の登録を受けている者が交付を受けた個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）（以下「個人番号カードによる印鑑登録証」という。）は、印鑑登録証とみなす。

### 2 略

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)

第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線で接続された印刷機能を備えた端末機で、これを利用する者が操作することにより、証明書が当該印刷機能によって自動的に印刷されるものをいう。）に、個人番号カード又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号口に規定する移動端末設備をいう。）（これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用し、暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。この場合において、入力する暗証番号は、同法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するため用いるものとして、設定された番号とする。

## 栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔でありきつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかならだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

